

平成30年第6回江北町議会（定例会）会議録						
招集年月日	平成30年9月10日					
招集場所	江北町議場					
開散会日時及び宣言	開会 散会	平成30年9月10日 午前9時 平成30年9月10日 午前10時30分			議長 西原 好文	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	1	金丸 祐樹	○	6	三 苫 紀美子	○
	2	渕上 正昭	○	7	吉岡 隆幸	○
	3	田中 宏之	○	8	土 渕 茂勝	○
	4	井上 敏文	○	9	池田 和幸	○
	5	坂井 正隆	○	10	西原 好文	○
会議録署名議員	4番	井上 敏文	5番	坂井 正隆	6番	三 苫 紀美子
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町 長	山田 恭輔	○	環境課長	武 富 和 隆	○
	副町長	山中 秀夫	○	産業課長	山下 栄子	○
	教育長	熊崎 知行	○	こども教育課長	百 武 一 治	○
	総務課長	山中 晴巳	○	会計室長	山 崎 久 年	○
	建設課長	坂井 武司	○	政策課長	田 中 盛 方	○
	福祉課長	三 溝 秀 行	○	代表監査委員	伊 東 啓 子	○
	町民課長	溝 口 進 洋	○			
職務のため議場に出席した者の職氏名	議会事務局長	平 川 智 敏				
	書 記	永 尾 史 子				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽平成30年9月10日

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第35号 江北町税条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第36号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第5 議案第37号 平成30年度江北町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第38号 平成30年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第39号 平成29年度江北町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第40号 平成29年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第41号 平成29年度江北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第42号 平成29年度江北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第43号 平成29年度江北町水道事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第12 議案第44号 平成29年度江北町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

午前9時 開会

○西原好文議長

ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成30年第6回江北町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

本日は定例会でありますので、議長からの諸般の報告及び町長からの行政重点事項につき報告いたします。

まず、私のほうから報告いたします。

ページをお開きください。

主な事業等の動きとして、県議長会での取り組み、報告並びに課題とする案件につき、その報告事項の中の研修概要等をかいつまんで申し上げます。

7月31日に佐賀市マリトピアにおいて、平成30年度知事・市町議会議長懇話会が開催されております。我が町の要望といたしまして、県道多久～江北線のバイパスへの乗り入れについて知事へ要望活動を行っております。

また、その要望活動の折、県の幕末維新博への取り組みの説明があり、我が町独自の取り組みといたしまして、入場チケットへの補助金等の紹介がありましたことを報告いたします。

次に、8月20日には、佐賀県町村議会議長会主催による研修会が開催されております。

以上で私のほうからの報告を終わります。

続きまして、町長からの報告を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

皆さんおはようございます。平成30年9月定例会の開会に当たりまして、町政の運営状況について御報告をさせていただきます。

主には4点御報告をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目でございますけれども、ことしの夏は——この1週間ほどは少し過ごしやすくなりましたけれども、7月、8月は異常気象の夏と言ってよかったのではないかというふうに思います。異常な数と、また進路をたどります台風、また佐賀県初となります大雨特別警報が発令をいたしました。西日本豪雨、また、さらにはその後の今度は一転酷暑とも言うべき異常な暑さと水不足に見舞われた夏であったかというふうに思います。

特に7月5日から6日にかけて発生をいたしました西日本豪雨におきましては、本町でも14地区4,059人に対し避難指示を発令したところであります。今回、特に避難指示ということで、非常事態といたしまして、私みずから町民の皆様に避難の呼びかけをいたしました。結果、4,059人のうち370名が町で用意をいたしましたネイブルとB&Gに避難をされたということになります。ちなみに率でいきますと、9.1%の方が避難をされたということになります。

今回、その後の報道等でも、この避難指示のあり方について全国的な課題ということになっておりますけれども、先日、佐賀県で行われました会議の中では、佐賀県の平均では1.3%ということであったかというふうに思います。これに比べれば、我が町は9.1%とい

うことで、率としては高いわけではありますが、それでも1割弱の方しか避難をされなかったということでもあります。今回の大雨につきましては、幸い大きな被害はございませんでしたけれども、これは決して災害対応がよかったということではなくて、ただ単に、私はやはり運がよかっただけなのではないかというふうに思っております。

今回の一連の対応によりまして、さまざまな課題というのが見えてきました。避難のあり方、具体的には避難のための備えから、またその運営ということになるというふうに思いますけれども、これを初めさまざまな課題が明らかになりましたので、今回の課題をきちんと検証いたしまして、次に生かさなければならぬというふうに思っておりますし、そうしなければ、次には大惨事が起こり得るというような覚悟で臨みたいというふうに思っております。

また、先日は北海道におきまして震度7という大変大きな地震が発生をいたし、今回、被害に遭われた方にお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた皆様方には心から御冥福を申し上げたいというふうに思います。

この地震につきましても、実は我が町も決して無縁ではございません。御存じのとおり、佐賀平野北縁断層帯というものがございまして、我が江北町もそのへりに位置するところがあります。この地震というものは大雨や台風と違いまして、事前の予測というものができませんので、突然やってくるということになります。言ってみれば、災害対応の中でも応用問題というようなことが言えるのではないかというふうに思います。

これからもこうした大雨や台風のみならず、地震につきましても、それぞれの危機に応じた被害等を想定した準備が必要かというふうに思っておりますし、いつも言うことでもありますけれども、危機の備えはやってやり過ぎることはないというふうに思っておりますので、今後も両にらみで、しっかりしつこくやっていきたいというふうに思っておりますのでございます。

次に、2点目でございます。これは明治維新150年関連の事業について御報告をさせていただきます。

先ほど議長からも報告がありましたけれども、6月議会で議決をいただきまして、現在開催をされております明治維新博覧会のチケットについて、町民の方を対象に割り引きを実施いたしております。1,200円のところをワンコインということで気軽に御来場いただけるようにということで500円の設定をして、商工会のほうで販売をしていただいておりますけれども

ども、8月末時点で314枚の販売がなされております。会期そのものはまだ続きますので、まだお越しでない方はぜひこうした割引も利用して、また一度お越しになった方も、またお越しいただければというふうに思っております。

昨日でありましたけれども、今回、明治維新150年の関連事業ということで、大町町と共同で「大町町・江北町の日」を開催いたしました。午前中はあいにくの雨ではありましたが、大変たくさんの方に御来場いただきまして、また今回のイベントにつきましては町内の各団体の方にも御協力をいただきまして、元気な江北町をPRができたのではないかと、この場をかりてお礼を申し上げたいというふうに思います。

このほかにも町独自の明治維新関連の事業といたしまして、去る9月2日、カリスマ予備校講師、また歴史コメンテーターとしてテレビでもおなじみの金谷俊一郎先生にお越しいただきまして、明治維新时期における長崎街道の役割ということで、大変わかりやすく長崎街道、また小田宿の歴史的意義、役割についてもお話をいただいたところであります。当日は約300名の方が御来場をいただきましたけれども、町民の皆さんが改めて我が町の歴史を知る機会になったというふうに思いますし、また、それが我々江北町民の自信にもつながったのではないかと、この場をかりてお礼を申し上げたいというふうに思っております。

もう1点、明治維新関連ということで御報告をさせていただきますけれども、ことしを本町では交流元年ということで位置づけをいたしまして、各種の交流事業を実施するというところで既に御報告をいたしておりますけれども、今回、その第一弾といたしまして、東京都足立区、また足立区立江北小学校との交流事業を実施いたしました。7月25日から27日にかけて江北小学校の6年生12名を足立区の江北小学校に派遣をいたしましたけれども、かの地でも足立区長を初め区民の皆様にご挨拶をいただいたというふうに聞いておりますし、また、足立区立江北小学校の生徒とも交流ができたというふうに思います。これが届くかどうかわかりませんが、足立区長初め、足立区の皆様方にも、今回の受け入れについて心から感謝を申し上げたいというふうに思います。

また、交流事業の第2弾といたしましては、11月23日から29日までになりますけれども、オーストラリア、南オーストラリア州にごぞいますエンカウンター・ルーサラン学園に江北中学校の生徒12名を派遣する予定にしております。先日、新学期が始まったんですけれども、始業式には私も直接出向きまして、全校生徒に向けて、今回の交流事業のねらい、またはその参加の呼びかけをしたところであります。

最近、申し上げておりますけれども、我が町はこれまで子や孫に誇れるふるさとづくりということで進めてまいりましたけれども、それに加えて子や孫が誇れるふるさとづくりをぜひ進めてまいりたいというふうに思いますし、この交流事業を通しまして、子供たちが江北町を知り、また江北町に自信、誇りを持ってもらえるような事業にしていきたいというふうに思っております。

次に、3点目でございます。先ほど、冒頭、ことしは大変暑い夏だったというふうに申し上げましたけれども、別の意味でも大変熱い夏だったのではないかとこのように思っております。といいますのは、御存じのとおり、今回、去る8月22日から31日まで、米国フロリダで行われました女子野球ワールドカップに我が町出身の緒方佑華選手が日本代表として出場をいたしました。今回、6連覇をかけた大会でありましたけれども、緒方選手の活躍もあり、見事、日本チームが6連覇を果たしたということでもあります。

また、このワールドカップに際しましては、なかなか各御家庭ではテレビ放送がないということで観戦ができないということもありまして、急遽ではありましたが、パブリックビューイングということで、ネイブルを会場にして実施をいたしました。大変時差があるものですから、真夜中の試合でありましたりとか、早朝の試合でありましたが、町民の皆さんにも多数お越しいただいて、緒方選手に地元から応援ができたのではないかとこのように思っております。

ここまで3点申し上げましたけれども、災害対応については総務課の職員が中心となって頑張ってくれましたし、明治維新関連の事業につきましては政策課が中心となって、積極的に取り組んでくれました。

また、先ほど御報告をいたしましたネイブルにおけるパブリックビューイングにつきまして、子ども教育課の職員が大変新しいことではありましたが、準備から運営までやってくれましたし、今回、会場の運営をしていただいたネイブルの大隈館長初め職員さん方にも、この場をかりてお礼を申し上げたいというふうに思います。

今申し上げたことのほかにも、この夏は我々役場職員がそれぞれの持ち場でしっかり頑張ってくれたのではないかなというふうに思っております。先ほど申し上げたような比較的わかりやすいといいたいまいしょうか、もう少し言い方を変えれば、目立つ事業ばかりではなくて、私も役所におりましたけれども、そうしたことよりもやはり日々の地道な業務をいかにきちんとこなすかということが大事だろうというふうに思っております。

そういう中では先ほど申し上げた課のほかにも、昨年から引き続き取り組んでおります災害復旧でありますとか、空き家対策で一步前進をしてくれた建設課、また突然の下水のふぐあいにも、夜中にもかかわらず元気に対応してくれた環境課、また困難事案の突然の発生にも日曜返上で対応してくれた福祉課、さらには6月議会で承認をいただきました窓口改善ということで、早速取り組んでくれて、カウンターの整備等を行ってくれた町民課など、それぞれの課がそれぞれの持ち場できちんと役割を果たしてくれたのではないかというふうに思っております。

この中で、特に私がこの夏、非常に印象深かったことを一つだけ御紹介をいたします。

それは、ふるさと納税のPRの取り組みであります。ふるさと納税そのものにつきましては、私の就任直後から本格的な取り組みをしておりましたけれども、なかなか申請受け付け、またその返礼品の取り扱い業務に追われて、さらなる一步ということができずにおりましたけれども、今回、産業課が8月11日と17日、大変猛暑の中ではありましたが、お盆を挟んで博多駅でPR活動をしてくれました。これも予算案で議決をいただきましたけれども、実は今回、ふるさと納税のPR用にポケットティッシュを10万個作製いたしました。正直言いまして、10万個もつくってどがんするとやろうかと思っておりましたけれども、本当に職員18名、産業課また新規採用職員が暑い中に、それこそ通り過ぎるお客様に一つ一つ笑顔で差し出してくれて、この2日間で2万3000個を配ってくれたということであります。

私自身も現職のときには観光の仕事をしておりましたので、ポケットティッシュを配ることのつらさというんですかね。きつさも身を持って体験をしておりましたので、本当に産業課の職員を初め、頑張ってくれたなというふうに思っております。

なかなかここで御紹介をしたことだけではなくて、本当に役場は総合行政というように、いろんな仕事を分担しておるものですから、なかなか光が当たらないような仕事もたくさんあるというふうに思いますが、やはり私はそういう仕事こそ大事だというふうに思っておりますし、やはりそういう仕事にも魂を入れた職員は仕事そのものではなくて、私はやっぱり職員が輝いているというふうに思っておりますし、その輝きは見逃していないというふうに思っておるところでございます。

それともう1点、4点目ということで御報告をさせていただきたいというふうに思いますが、これにつきましては今議会でも予算として提案をさせていただいておりますけれども、町史編さんの事業であります。現在、私ども江北町には江北町史というものを持っておりま

す。昭和57年3月31日に発刊をなされまして、山村合併50周年及び江北町制施行30周年を機に刊行されたものでございますが、既にそれから40年近くが経過をいたしております。来たる2022年には町制施行70周年を迎えるということもありまして、以前の議会でもお約束をしておりましたけれども、この町制施行70周年を機に、前回の江北町史以降の江北町の歩みを第2巻ということになろうかと思えますけれども、発刊の準備をさせていただきたいというふうに思います。

思い返しましても、前回の発刊以後、鉱害復旧の総仕上げから、また交通の利便性などを生かした暮らしやすいまちづくりということで、例えば市町村合併の問題であるとか、新幹線の問題であるとか、そういう中でもさまざまな課題に我々として直面をいたしましたわけですけれども、こうしたものについての取り組みであるとか、先ほど災害の話をしましたけれども、この間にも江北町も大きな災害にも見舞われました。やはりこうしたものをきちんと記録として残していくということが大事なのではないかとこのように思います。

これまでも町内の方4名で委員会を組織していただいて準備をきていただきましたけれども、ここで本格的に取り組むをして、まさに町の一大事業として取り組んでいきたいというふうに思っております。

資料の中にも掲載をいたしておりますけれども、今回、町内の関係者にも広く参画をいただきたいというふうに思っておりますし、また私個人的にも旧知でございます、本年の3月まで佐賀新聞の論説委員長を務めておられ、有明抄等もお書きになられておりました横尾章氏にも今回御協力をいただけるということで内諾をいただいておりますので、今回提案をいたしております予算案についても議決をいただきましたら、早速町の一大事業として作業を始めさせていただきたいというふうに思っております。

実は先日、総務省三役との意見交換会というものが開催をされました。本来は7月に予定をされておったんですが、それこそ台風の影響で延期になりまして、先週行ってまいりました。野田総務大臣を初め副大臣、それと政務官ということで、政治家同士の議論ということでありましたけれども、そうした中で、総務省といいましょうか、国としてのこれからの地方自治の展望の一端を知ることができました。一部報道もされているようですけれども、平成の大合併が済んで10年ということでもありますけれども、早速国では次の対策ということが考えられておるようでございます。どちらかという、合併というよりは広域圏に近いのかもしれないけれども、圏域というような考え方が打ち出されておりました。

御存じのとおり、我が町では平成の大合併の荒波をくぐり抜け、現在も江北町として、そして2022年には江北町の町制施行70周年を迎えることとなります。私の願いといたしましては、町制施行70周年と言わず、ぜひ我が町が我が町として町制施行100周年を迎えられるようなことにしていきたいというふうに思っております。そのためにも安全・安心であるとか、健康福祉であるとか、産業振興であるとか、教育文化であるとか、やはり全方位で町政を進めてまいる必要があるというふうに思いますし、例えば各施設のあり方を含めて、長期的な視点でこれからは町政を進めてまいる必要があるというふうに思っておるところでございます。

年度もいよいよ後半になりました。特に秋を中心に恒例の町の行事もめじろ押しでございますし、先ほど御紹介したことのみにならず、きょうはまだ申し上げられませんが、職員たちの奮闘によりまして実を結びつつある事業も幾つかございます。そうしたことも、しるべきに御報告ができるというふうに思っておりますが、議員各位の皆様方におかれましては引き続き町政の運営に御理解、御協力、また御指導を賜りますことをお願い申し上げて、平成30年9月議会開会に当たります町政運営の状況の報告とさせていただきます。

以上でございます。今議会もどうぞよろしく願いいたします。

○西原好文議長

次に、一部事務組合等の議会が開催されておりますので、その報告を求めます。

まず、杵藤地区広域市町村圏組合議会及び佐賀県西部広域環境組合議会が開催されておりますので、私のほうから報告いたします。

杵藤地区広域市町村圏組合議会臨時会が7月23日に開催されておりますので、報告いたします。

議案第13号は、現在、建設中の消防本部・武雄消防署統合庁舎の建築主体工事について、利便性や安全性に関する設計変更が必要となったため、契約の一部を変更するものであります。

第14号議案は、武雄消防署及び白石消防署に配置する消防ポンプ自動車の購入について、議会の議決をお願いするものであります。

第15号議案は、ふるさと市町村圏基金の処分について、組合同約及びふるさと市町村圏基金条例の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

第16号議案は、佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規

約の変更に係る協議でございます。

第17号議案は、平成30年度一般会計の補正予算で、ごみ処理施設解体工事に関する追加工事の経費及びふるさと市町村圏組合基金の基金繰入金を計上しております。

報告第2号及び報告第3号は、平成29年度一般会計の継続費繰越計算書及び繰越明許費繰越計算書について報告がありました。

報告第4号は、専決処分について報告するものであります。

以上、全議案とも全員賛成で、採択・可決・承認されております。

次に、杵藤地区広域市町村圏組合議会8月定例会の報告をいたします。

第18号議案は、杵藤地区広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例であります。介護保険法施行令の一部改正に伴い、介護保険料段階の判定基準となる合計所得金額に関する引用条項を改正するものであります。

第19号議案は、杵藤地区広域市町村圏組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例であります。これは消防庁舎の移転に伴い、消防本部及び武雄消防署の所在地を変更するものであります。

第20号議案は、杵藤地区広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例です。消防法令に関する重大な違反のある防火対象物について、その法令違反の内容を利用者等へ公表するため、火災予防条例の一部を改正するものであります。

第21号議案 杵藤クリーンセンター焼却施設等解体工事請負契約の一部変更についてですが、杵藤クリーンセンター焼却施設等解体工事の設計変更に伴い、工期及び契約金額に変更が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

第22号議案から第24号議案については、平成29年度の一般会計及び特別会計の決算認定についてであります。

第25号議案 平成30年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2回）ですが、歳入歳出総額を27億1,098万8千円で、916万2千円の減額補正となっております。

全議案とも全員賛成で可決・採択・認定されております。

次に、平成30年佐賀県西部広域環境組合議会（第1回）臨時会が開催されておりますので、報告いたします。

議案第3号 専決処分事項の承認については、7月12日付で処分いたしました佐賀県市町総合事務組合理約の変更についてですが、事務の共同処理に佐賀県東部環境施設組合が参加

されたことに伴い規約が変更されたものであります。

議案第4号 佐賀県西部広域環境組合監査委員の選任については、前監査委員の退職に伴い、井関勝志氏を再任するものであります。

2議案とも全員賛成で承認・同意されております。

以上で報告を終わります。なお、詳しい内容につきましては議会控え室に資料を置いておりますので、目を通していただきたいと思います。

続きまして、杵東地区衛生処理場組合議会が開催されておりますので、報告を求めます。田中宏之君、御登壇願います。

○田中宏之議員

おはようございます。それでは、一部事務組合議会の報告をいたします。

平成30年第2回杵東地区衛生処理場組合議会定例会が大町町長の水川組合長招集のもと、平成30年8月28日火曜日、午前10時30分より各議員出席のもと大町町議会議場において開催されましたので、その内容について報告いたします。

付議事件、以下の5件でございます。

選挙第1号 議長選挙について、議案第5号 専決処分の承認を求めることについて、議案第6号 監査委員の選任について、議案第7号 平成29年度杵東地区衛生処理場組合一般会計歳入歳出決算認定について、議案第8号 平成30年度杵東地区衛生処理場組合一般会計補正予算（第1号）について、以上5議案について過半数の議員出席のもと、執行部より詳細なる説明を受け、質疑、応答を経て、慎重審査の結果、全議案とも原案どおり異議なく出席議員全員賛成で認定及び可決すべきものと決しました。

なお、議長については、武雄市市会議員の末藤正幸氏、また監査委員には白石町会計管理者の西山里美氏がそれぞれ選出選任されましたことを報告いたします。

以上、報告を終わりますが、もっと詳しい内容が知りたい方は、資料を議員控室に置いておりますので、ごらんください。

以上です。

○西原好文議長

次に、杵島工業用水道企業団議会が開催されておりますので、報告を求めます。池田和幸君、御登壇願います。

○池田和幸議員

おはようございます。それでは、平成30年第2回杵島工業用水道企業団議会定例会の報告をいたします。

開催日は平成30年8月28日、大町町議会議場で行われました。

付託事件、選挙第1号 議長選挙についてですが、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選が承認され、議長に私、池田和幸が推薦を受け承認をいただきました。

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて、佐賀県東部環境施設組合を佐賀県市町総合事務組合に加入させ、「議会の議員その他非常勤の地方公務員に係る公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務」の共同処理に参加させることに伴う規約の変更についてであります。これは全員賛成で承認されました。

議案第4号 平成29年度杵島工業用水道事業会計決算の認定についてですが、平成29年度の給水量は、年間総給水量208万6,010トン、1日平均給水量5,715トンであり、前年度比較として年間で1万3,950トンの減少となっています。

収益的収支の状況では、営業収益で9,387万円、営業外収益で9,112万9千円の合計1億8,499万9千円で支出は営業費用1億8,340万2千円であります。当年度の未処理利益剰余金は767万6千円であります。

維持管理費で主な増減関係は、燃料調達費の動向による減価償却の増加であり、職員給与と修繕費等で減少となっています。

次に、資本的収支では、収入は他会計負担金の2,310万円で、支出は可とう管更新工事費9,759万円が主なものであります。

資本的収入額が資本的支出額に対し7,813万3千円不足しており、これは過年度分損益勘定留保資金等で補填をしております。

以上、監査委員の意見書の報告の後、全員賛成で認定されました。

議案第5号 監査委員の選任についてであります。現在の監査委員、江北町の溝口進洋氏及び武雄市の馬場恒信氏、両市の後任としまして、武雄市の谷口勝氏と江北町の山崎久年氏の選任への同意があり、全員賛成で選任されました。

諸般の報告として、執行部より、平成29年度杵島工業用水道事業会計決算に係る資金不足比率審査意見書が提出され、審査の結果、資金不足比率については、資金不足は発生しておらず、良好な状態であり、特に指摘すべき事項はないと報告がありました。

以上、議案の資料及び会計決算書は事務局に置いてありますので、お目通しをお願いいたし

ます。

以上です。

○西原好文議長

以上で諸般の報告が終わりましたので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○西原好文議長

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において井上敏文君、坂井正隆君、三苫紀美子君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○西原好文議長

日程第2. 会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から9月20日までの11日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、会期は11日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付しております案のとおりであります。御了承願います。

日程第3～第12 議案第35号～議案第44号

○西原好文議長

日程第3. 議案第35号から日程第12. 議案第44号までを一括上程いたします。

職員をして議案を朗読させます。平川局長。

○議会事務局長(平川智敏)

(朗読省略)

○西原好文議長

朗読が終わりましたので、町長からの提案理由の説明を求めます。山田町長。

○町長(山田恭輔)

それでは、本議会に提案をいたしました各議案につきまして御説明を申し上げたいと思

ます。

まず、議案第35号 江北町税条例等の一部を改正する条例についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されたことにより、平成30年10月1日以降に施行される法律の改正内容に合わせて、江北町税条例の一部を改正するものであります。

今回の主な改正内容としましては、1点目は、町たばこ税の税率を国税等の改正に伴い平成30年10月1日から3段階で引き上げを行うものであります。具体的には1本当たり1円の値上げでありまして、計3円の税率を引き上げるものでございます。

2点目は、旧3級品のたばこ税につきまして、平成27年度の条例改正において承認をいただいた平成31年4月1日に引き上げを予定していたたばこ税を先ほど申し上げました1点目の改正に合わせて、平成31年10月1日に延期し、一般たばこ税と同額にするものであります。

次に3点目でございます。喫煙用の製造たばこの区分として、新たに加熱式たばこを加え、加熱式たばこの課税方式を見直し、平成30年10月1日から5年間をかけ段階的に実施するものであります。

さらに4点目でございます。近年の多様な働き方が増加する中、税負担のあり方につきまして、特定の働き方による収入にのみ適用される「所得税計算上の控除」から、働き方を問わずあらゆる所得に適用される「人的控除」へとシフトをさせるため、所得額の計算におきまして、基礎控除額を10万円引き上げを行うものであります。また、これに対して、給与所得控除額及び公的年金等控除額を一律10万円引き下げを行うこととなります。また、基礎控除額の10万円引き上げに伴い、扶養親族及び配偶者控除における配偶者の所得要件や、非課税限度額における基準額等についても見直しを行うものであります。なお、この住民税の適用は平成33年度分の住民税から適用するものであります。

続きまして、議案第36号 和解及び損害賠償の額を定めることについて御説明を申し上げます。

平成29年8月15日に江北町B&G海洋センターにて発生をいたしました施設事故につきまして、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、相手方と和解すること及びその損害賠償額について議会の議決を求めるものであります。

相手方は、事故発生時から平成30年3月30日に至るまで通院治療を継続されており、その治療費8万5,913円については、保険会社を通じ既に支払っておりますけれども、それ以外

の通院交通費、通院慰謝料、後遺障害慰謝料として総額180万円を9月末日までに支払うことにより、和解が成立することとなりました。

なお、議会で議決を受けるべき賠償額は、既に支払った医療費を含む総額であることから、188万5,913円となります。

続きまして、議案第37号 平成30年度江北町一般会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

今回の補正額は、2,705万5千円を増額し、歳入歳出予算総額を60億5,459万8千円とするものであります。

補正予算の主なものといたしましては、安全・安心なまちづくりを進めるために青パトの整備や災害時の情報を発信するための配信メールシステムの構築を計画いたしております。また、町内における産業用適地の情報を把握するための調査や旧上小田団地の土壌調査を計画いたしております。

さらには、JR九州の観光列車が11月25日に博多～多良駅間で運行されますので、乗客の皆様には江北町をPRするための事業費を計上いたしております。

歳出予算の主なものといたしましては、青色防犯パトロール車リース料15万9千円、防災ネットあんあん市町情報システム導入費用32万6千円、工業適地の調査事業540万円、旧上小田団地調査委託料444万4千円、JR九州観光列車歓迎事業96万2千円、また職員時間外勤務手当483万6千円でございます。

補正予算の財源といたしましては、事業執行における国庫・県支出金、前年度繰越金などでございます。

次に、議案第38号 平成30年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

今回の補正額は、74万円を増額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ11億8,664万4千円とするものであります。

補正の内容は、改元に伴う国民健康保険システム改修委託料及び平成29年度事業実績報告に伴う過年度分退職者療養給付費の返還金が確定したため増額補正を行うものでございます。

続きまして、議案第39号 平成29年度江北町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして御説明を申し上げます。

平成29年度の決算につきましては、歳入総額52億9,636万5,335円、歳出総額50億4,600万

7,564円であり、差し引き2億5,035万7,771円の黒字となりました。

歳入につきましては、地方交付税が対前年度比2.0%の減となったものの、個人住民税や法人税等が増加したため、町税は対前年度比5.1%の増となりました。また、ふるさと応援寄附金は対前年度比61.9%増の7億7,168万3千円となったところでございます。

一方、歳出につきましては、ふるさと応援基金を活用して、学校給食費の無償化、健康ポイント事業、ビックリーグッズの製作、町道、農道等の環境整備事業などを行うことができました。

また、みんなの公園整備事業、町有地宅地分譲造成事業に取り組み始め、待機児童解消のための小規模保育所「なのはな」の開所、交通事故脱ワーストに向けた高齢者運転免許証自主返納支援事業や江北町ハザードマップの改訂を行ってまいりました。

予算執行における主な事業の詳細につきましては、別冊の主要施策の成果報告書のとおりでありますので、御参照いただきたいと思います。

なお、議案第39号から第44号については、後ほど報告がありますように監査委員の審査を終了しており、地方自治法及び地方公営企業法の規定により議会の認定をお願いするものであります。

続きまして、議案第40号 平成29年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

平成29年度の決算状況は、歳入総額1億3,281万7,174円、歳出総額1億2,639万1,408円、歳入歳出差引残額642万5,766円となっております。

歳入の主なものは、基金運用益による財産収入9,655万8,854円と基金繰入金3,336万8千円であり、歳出の主なものは施設等の維持管理に要した費用でございます。

続きまして、議案第41号 平成29年度江北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

平成29年度の決算状況は、歳入総額13億2,224万4,820円、歳出総額12億7,312万3,302円で、歳入歳出差引額は4,912万1,518円の黒字となりました。

平成29年度においては、国民健康保険税の収納率は前年度とほぼ同率の97%でありました。また、保険給付費が前年度より0.8%減少しておりましたり、また後期高齢者支援金及び介護納付金についても被保険者数の減員により減少いたしており、さらには共同事業拠出金の大幅な減少が単年度収支の黒字となった要因であります。

平成30年度より国保広域化が実施されておりますけれども、今後も安定的な国保会計の健全な財政運営に努めてまいりたいと思います。

続きまして、議案第42号 平成29年度江北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

平成29年度の決算状況は、歳入総額1億893万3,911円、歳出総額1億844万5,073円で、歳入歳出差引額48万8,838円となり、この額は平成30年度へ繰り越し、精算をすることといたしております。

歳入のうち、保険料収納額は7,160万3,600円で、収納率は99.86%となり、対前年度比では0.14%の減となりました。

平成30年度については、保険料収納率100%及び過年度分の徴収にも努めるものでございます。

続きまして、議案第43号 平成29年度江北町下水道事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定について御説明を申し上げます。

平成29年度決算における利益剰余金は地方公営企業法の規定により、2,838万7,165円のうち2,300万円を利益積立金に積み立て、487万7,552円を自己資本金へ組み入れ、残金50万9,613円を繰り越すものであります。

また、平成29年度の水道事業運営は施設の大きな故障、事故等もなく、老朽管更新工事を実施するなど、適正な維持管理により水道水の安定供給を行うことができました。

経営面におきましては、水道事業収益は2億4,491万8,223円となりました。それに対して、水道事業費用は2億2,176万702円で、当年度純利益が2,315万7,521円となり、昨年度に続き黒字決算となりました。

資本的収支につきましては、支出額2,842万8,662円で、収入額が支出額に対して不足する額は、内部留保資金等を取り崩して補填をいたしたところでございます。

最後になりますが、議案第44号 平成29年度江北町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

平成29年度の決算額は、歳入総額7億441万6,125円、歳出総額6億8,809万5,546円で、歳入歳出差し引き1,632万579円でありました。

歳入の主なものは、下水道使用料1億5万9,230円、一般会計繰入金3億9,108万6千円であり、歳出の主なものは公共下水道費として、江北クリーンセンター流量調整槽建設工事

9,914万4千円、農業集落排水事業費のうち設備更新として真空施設機械・電気設備工事3,545万9,640円、公債費として起債元金・利子の償還金3億6,955万5,095円でございます。

以上、本議会に提案いたしました議案の説明をいたしました。本議会もどうぞよろしくお願いたします。

○西原好文議長

町長からの提案理由の説明が終わりました。

引き続き議案第39号から議案第44号までは、平成29年度会計の決算の認定について提出されております。つきましては、監査委員から決算審査の報告を求めます。代表監査委員伊東啓子君、御登壇願います。

○代表監査委員（伊東啓子）

おはようございます。監査委員の伊東でございます。

ただいまから平成29年度江北町一般会計、特別会計歳入歳出決算及び定額運用基金運用状況審査意見を申し上げます。

なお、この審査意見につきましては、監査委員2名の合議のもとでございます。

それでは、皆様方のお手元に配付されております意見書1ページをお願いいたします。

まず、審査の対象でございますが、(1)から(7)まで記載しておりますように、平成29年度江北町一般会計歳入歳出決算ほかの証書類をもって審査の対象といたしました。

審査の期日でございますが、平成30年7月18日から平成30年8月6日まで実施したところでございます。

審査の方法でございますが、審査に付された一般会計、特別会計歳入歳出決算書及び証書類、その他政令で定める書類並びに定額運用基金運用状況調書について、下記の諸点に主眼を置き、伝票等と照合するとともに、関係職員の説明を聞き、さらにこれまで実施いたしました監査の結果をも参考いたしまして、慎重に審査をしたところでございます。

下記の諸点につきましては、(1)から(5)まで記載しているとおりでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

まず、審査の結果でございます。平成29年度一般会計及び特別会計の決算の計数は、提出されました関係諸帳簿及び附属証拠書類の計数と符合していることを確認いたしました。

事務事業につきましては、おおむね議決の趣旨に沿って執行されているものと認められましたが、一部未執行のものがございました。

また、財務に関する事務の執行につきましては、前回の決算審査、監査時の指摘等はほぼ改善され、適正に処理されていたものの、収入・支出事務、財産・物品の管理事務にまだ一部不適切な事務処理が見受けられたところでございます。

財政の運営につきましては、依然として厳しい財政状況ではございますが、各課の効率的な運営によりまして適正に管理されていると認められました。

また、基金の運用につきましては、その基金の目的に従って適切に管理運用されていたところでございます。

次の3ページから25ページにわたりましては、決算の概要を詳細に記載しておりますので、後ほどお目通しをいただければと思います。

続きまして、26ページに入らせていただきます。

審査の意見でございます。

まず、決算の概要、一般会計でございます。一般会計の決算収支は、歳入総額52億9,636万5,335円、歳出総額50億4,600万7,564円で、歳入歳出差引額2億5,035万7,771円となっております。この中から事業を繰り越したことに伴いまして、その財源として翌年度へ繰り越すべき額7,767万5千円を差し引きました実質収支額は1億7,268万2,771円の黒字となっております。

まず、歳入でございます。

歳入は、前年度に比べ1,189万3,246円減少しております。これは主に、寄附金は2億9,762万2,206円増加しましたものの、繰入金2億6,264万950円、町債6,853万8千円が減少したためでございます。

収入未済額につきましては4,227万9,337円で、前年度に比べ188万9,866円減少しております。これは主に町税の減少によるものでございます。

収入未済額の主なものは固定資産税でございます。2,488万1,589円となっております。

不納欠損額は139万7,779円で、前年度に比べ69万1,015円減少しております。

続きまして、歳出でございます。

歳出は、前年度に比べ8,126万8,985円減少しております。これは主に民生費4,545万7,856円、公債費1,852万5,852円が増加したものの、総務費8,020万4,952円、土木費5,360万4,871円が減少したためでございます。民生費の増加につきましては、主に学校給食費助成金の増加によるものでございます。

不用額は1億852万8,436円で、前年度に比べ6,084万4,015円減少しております。不用額のうち、総務費が4,368万2,259円、民生費が2,859万6,962円を占めております。

前年度より減少はしておりますが、今後も予算のあり方や執行状況の確認等を行い、引き続き減少に向け努力していただきたいと思っております。

翌年度への繰越額は1億7,209万8千円で、前年度に比べ1億5,980万4千円増加しております。これは主に道路橋梁費関連事業や農林水産施設災害復旧事業が平成30年度に繰り越されたためでございます。

続きまして、特別会計でございます。水道事業は除きます。

特別会計の決算収支は、歳入総額22億6,841万2,030円、歳出総額21億9,605万5,329円で、歳入歳出差引額は7,235万6,701円の黒字となっております。

この主な原因につきましては、国民健康保険特別会計の形式収支額が、前年度439万2,770円の赤字に比べまして大幅に改善され、4,912万1,518円の黒字になったためでございます。

実質収支額は、形式収支額7,235万6,701円から、下水道事業特別会計の翌年度へ繰り越すべき財源999万8千円を差し引きました6,235万8,701円となっているところでございます。

歳入でございます。

歳入は、前年度に比べ281万8,733円減少しております。これは臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計7,253万790円、後期高齢者特別会計381万6,441円は増加いたしましたが、国民健康保険特別会計1,285万3,467円、下水道事業特別会計103万5,497円が減少したためでございます。

収入未済額は3,445万7,046円で、前年度に比べ416万9,606円減少しております。収入未済額の71.1%を国民健康保険税が占めております。

不納欠損額は242万1,125円で、前年度に比べますと159万6,955円増加しております。

歳出でございます。

歳出は、前年度に比べ5,833万817円減少しております。これは臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計352万6,412円、後期高齢者特別会計376万9,701円、下水道事業特別会計74万825円は増加いたしましたものの、国民健康保険特別会計が6,636万7,755円減少したためでございます。

不用額は5,694万2,671円で、前年度に比べ7,241万1,183円減少しております。不用額のうち国民健康保険特別会計4,413万9,698円が77.5%を占めているところでございます。

続きまして、財政指数でございます。

普通会計におきます主な財政指標を見ますと、実質収支比率は前年度と変わらず6.3%と標準値に近い比率となっております。財産力指数も若干改善されているところでございます。しかし、経常収支比率は前年度に比べ0.9ポイント上がって86.8%と標準値より高い比率となっております。

財産でございます。

平成29年度末における一般会計の主な行政財産は、土地25万8,188.92平方メートル、建物4万6,838.28平方メートルとなっております、平成28年度末と同様となっております。普通財産は、土地18万4,795.16平方メートル、建物1,088.65平方メートルとなっております。平成28年度末から土地が2,280平方メートル増加しておりますが、これは旧児童公園用地を土地開発公社から買い戻したためでございます。

続きまして、28ページでございます。

基金残高は、125億7,292万5,334円となっております、前年度より3億9,373万5,363円増加しております。これは主として、ふるさと振興基金及びふるさと応援基金が増加したためでございます。

続きまして、意見でございます。

まず、収入未済についてでございます。

収入未済につきましては、法的措置などを含め諸処努力されており、全体として減少してきております。一般会計収入未済額の82.8%を占めます町税につきましては、県と町で共同設置しております佐賀県滞納整理機構の取り組み等により、前年度と比較いたしますと、186万3,866円の減少となっております。その取り組みを評価するものでございます。

特別会計の収入未済につきましては、国民健康保険税が71.1%を占めておりますが、下水道事業特別会計の分担金及び使用料も多額となっております。

いずれも過年度分が多くなっており、年月とともに徴収が難しくなってくると思われま。しかしながら、今後も公平な負担と自主財源の確保の観点から、引き続きその解消に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努めていただきたいと思います。

不用額でございます。不用額について。

一般会計の不用額は、前年度に比べ6,084万4,015円減少しているものの、総務管理費4,225万8,491円、社会福祉費2,114万9,909円、保健衛生費1,292万7,293円等、いまだ多額の不用

額となっております。特に総務管理費の不用額は大きく、執行状況を確認しながら減少につとめていただきたいと思います。

特別会計の不用額は、国民健康保険事業特別会計が77.5%を占めておりますが、これは保険給付の支出が予算に比べ少なく済んだこと、また予備費の支出がなかったためと考えられます。臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計は、不用額651万5,592円のうち、予算執行を失念しておりました一般会計繰出金162万1千円が約24.8%を占めております。

国や県の施策等に伴う補助金等の減も考えられますが、財源の有効活用を図る観点から、予算編成時に精度の高い所要経費を見積もるとともに、適切な執行管理のもとで補正などを行うことにより、効率的な予算執行に努めていただきたいと思います。

続きまして、財産についてでございます。

公有財産につきましては、普通財産の土地及び山林で未利用となっているもののうち、活用計画のない財産については売却処分等を検討していただきたいと思います。

物品につきましては、重要物品はもとより、それ以外の物品等につきましても適正な管理に努めていただきたいと思います。

基金につきましては、引き続き適正な管理及び処分に努めていただきたいと思います。

指定管理者制度によります公の施設の管理につきましては、協定書等で確認した諸条件に合致していない事務手続がとられていないか、事業報告の内容等について誤っていないか等、基本協定書等に基づく指導・監督、審査を徹底していただきたいと思います。

財務関係事務等についてでございます。

予算執行に当たりましては、地方自治法、財務規則等関係法令を遵守することはもとより、町民の信頼を得るためにはどうすればよいかという、より高い意識を持って執行することが求められております。前回の決算審査並びに監査の際に指摘いたしました事項は、おおむね改善されておりますが、いまだ不備な点も見受けられました。

財政に関する秩序の維持は極めて重要でございます。財務事務を行う職員がスキルアップできる環境づくりや、それを補完する職場における進行管理を含めたサポート体制の確立によって、不適切な事務処理の多くは解消できるものと考えます。

指摘事項につきましては、次ページに掲載しております。

なお、注意事項、検討事項につきましては、各課に通知をしているところでございます。

続きまして、30ページの指摘事項でございます。

まず、産業課、ふるさと納税業務委託料の支出についてでございます。

支出方法が不適切であったということでございます。

下のほうに括弧で囲んでおりますように、業務委託契約書と書面発行等に係る業務委託契約を結ばれております。A、B、Cの3とおりで「さとふる」と委託契約締結をされておりますが、その支出方法は全ての委託料を単価契約支払い方法での支出となっております。しかし、A、Bの契約に関しましては単価契約とは認められません。

また、財務規則では単価契約のみが兼票で支払えるとなっておりますが、A、Bの契約は単価契約でなく、その他の分類であり、兼票での支払いはできません。その他の委託料は契約締結時に支出負担行為を行わなければならないとされており、財務規則を遵守して執行すべきでございました。

次に、支出年度が誤っておりました。

契約締結時に支出負担行為を起票すると、実績が3月分の場合は、当然、平成29年度の支払いとなりますが、平成30年度で支払われておりました。これは単価契約に該当しないにも関わらず、単価契約の支出方法で支出したためであり、重大な年度誤りでございます。単価契約の支出は請求書のあった月の年度となっておりますので、4月2日に請求があれば30年度で支払えるわけですが、これは単価契約ではございませんので、29年度で支出すべきでございました。

年度誤りは、決算にも影響を与えますので、よく委託内容を確認して、財務規則のとおり
に支出すべきであったと考えます。

続きまして、31ページの政策課でございます。

予算の執行が不適切であった。

これは監査のときにも監査の意見として申し上げておりますが、ホームページ改修業務委託料599万4千円並びにホームページ保守委託料90万1千円を平成29年度当初予算に計上されておりましたが、3月補正で全額減額されております。業務多忙で今年度は実施できなかったという理由をお聞きしましたが、ホームページは町の情報の玄関口であり、安易な予算編成、執行、補正等はするべきではございません。

続きまして、補助金の交付及び予算措置が不適切でございました。

女性ネットワークの会に対する補助金は、総事業費の2分の1、限度額10万円と江北町人材育成事業補助金交付要綱に定められております。

補助金交付申請書では事業費総額14万7千円で申請されており、補助金額は7万3,500円となりますが、交付申請書の申請額は8万円と記載されており、8月に5万円、2月に3万円支払われております。

また、交付要綱では限度額10万円となっているにも関わらず、予算は8万円計上されております。

補助金につきましては、交付要綱を踏まえ、適正な予算措置を行うとともに交付に関しては、申請書を適切に審査して交付していただきたいと思っております。

続きまして、建設課でございます。

臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計から一般会計繰出金が支出されておりました。

総務費、排水機管理費、繰出金、一般会計繰出金でございますが、当初予算額153万6千円、補正額8万5千円、予算現額162万1千円でございますが、この支出が執行されておりました。これは担当者人件費分として平成21年3月の議会等で約2分の1相当を一般会計に繰り出すと定められたものでございまして、補正予算まで組みながら執行していないことは極めて遺憾でございます。また、人件費担当も確認を行うべきでございました。

そのため、先ほどの不用額のところで申し上げましたが、不用額も多額になったところでございます。

続きまして、総務課でございます。

雇用保険料の課題支出についてでございます。

平成26年度及び平成27年度の雇用保険料を誤って納付されておりました。そのため、厚生労働省から返還はされましたが、返還は平成27年度分のみで、平成26年度分は時効成立のために返還されなかったところでございます。しかし、平成26年度の個人負担分は町の徴収誤りであることから、町支出金から個人に返還をされております。

このため、町は事業所負担分と個人負担分の雇用保険料、時効消滅分9,162円を課題に支出したことになりました。金額の多寡にかかわらず、町費を二重支払うということは非常に町民のためにも、町の財政のためにもよくないと考えます。今後、十分に注意していただきたいところでございます。

続きまして、福祉課でございます。

流用の取り扱いについてというふうに記載しております。

ふるさと応援基金を財源、特定財源とした健康ポイント事業に、がん検診委託料、一般財

源から65万6,440円を流用されております。

流用分は特財として処理されておりますが、一般財源から繰り出したことになるのではなかという指摘でございますが、3月補正で財源の組み替えを行ったということで、そのこと自体は処理をされているところでございます。ただ、12月補正のときに、当初125万円、9月に流用65万6,440円、12月補正214万2千円の12月補正の説明書には、12月補正前の予算額として既に流用分を含めた190万6,440円を計上されており、この時点で一財から出した65万円は特財扱いになっているものと考えまして、この問題について何かの処理方法を定めていただいたほうがいいということで提出しております。

決算でいただきます資料につきましては、この財源組み替え等につきましては一切何も出てきませんので、こちらの決算のほうとしては全く分からなかったところでございます。

続きまして、環境課でございます。

一般会計から特別会計への繰り出す時期についてでございますが、下水道事業特別会計繰出金の来り出す時期につきましては、計画的に年度内に行われたほうがいいのではないかとこのようにございます。

特別会計への繰り出しは最終繰り出しが30年4月23日となっております、その時期に繰り出すと、3月中に終了している事業の支払い等にも影響を及ぼし、支払い遅延防止法に抵触することにもなりかねないと思うところでございます。

当初予算は繰出金にはきちんと計上されており、会計室の現金管理とも密に連絡をとり、計画的に執行されたいというところでございます。

会計室でございます。

出資金の取り扱いが適切でなかった。財政に関する調書の「(4)出資による権利」で佐賀西部広域水道企業団出資金が増額となっております。

これは、佐賀西部広域水道企業団負担分451万2千円を記載したものでございますが、この負担金は企業団起債の償還分として各市町で負担しているものであり、かつ出資証もないことから出資金とは考えにくいと考えます。「出資による権利」に記載すべきではないと考えます。

続きまして、こども教育課、協定書のあり方についてでございます。

町と白石警察署とで「大規模災害発生時等における白石警察署代替施設として「佐賀のへそ・ふれあい交流センターネイブル」の一部使用に関する協定書」を結ばれております。

しかし、「佐賀のへそ・ふれあい交流センターネイブルの管理に関する基本協定書」では、業務に変更があると認められる場合は、町と指定管理者で協議を行うこととなっており、この白石警察署との協定内容は、当然、業務内容の変更に該当すると思われます。

したがって、このことについては町と指定管理者とでまず協議を行い、そのことを文書にした上で協定書を結ぶべきであったと考えます。

続きまして、全庁でございます。

補助金の実績報告書についてでございます。

補助金は各団体にそれぞれの課から多々交付されておりますが、実績報告書については確実に精査されたいというものでございます。

団体等において、監査時の証明がある場合を除きましては、随時領収書等を確認したりして実績報告書を受領すべきでございます。

一例として、実績報告書で歳入と歳出が大きく違うものがございました。本来、決算は歳入と歳出は同じか、歳入が上回ってなければなりません、歳出が大きく上回っていたところでございます。このような実績報告書をそのまま受け取り、完結しているというところに問題があるのではないかと考えます。

補助金は、貴重な町の財源から支出しているものでございまして、また補助団体等の意識の向上のためにも、その使用についてはきちんと精査すべきであると考えました。

指摘事項は以上のとおりでございます。

最後に、結びでございます。

町では、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するために、江北町まち・ひと・しごと創生長期ビジョンを平成27年10月に策定されております。これは今後の地方創生の実現に向けて重要なものであり、少子化、高齢化等人口の現状を分析し、将来を予測したものでございます。この長期ビジョンのもとに、江北町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定され、本年は3年目となり、その内容を改めて検証するとともに、将来の社会保障関係経費や町債が今後の財政にどのような負担となるのか等を見きわめ、将来の健全な財政構造を見据えた財政運営が行われることが肝要であると考えます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率につきましては、さきに財政指数の中で述べているとおりでございます。今後もさらなる自主財源の確保と一層の財政の健全化に努めていただきたいと思います。

最近の気象状況は、これまでに経験したことのない豪雨、猛暑、逆走台風などが押し寄せてきております。さらに佐賀平野北縁には大きな断層が伸びており、いつ何時、人命や財産が失われるか予想がつかない時代となってきました。

平成30年7月5日から6日にかけて降り続けた大雨により、町に大雨特別警報が発令され、14地区に避難指示が出されました。避難率は通常1%程度とのことでございますが、町長初め職員一丸となって対応されたことにより、町民の10%と多くの方が避難されたところでございます。この数字につきましては、先ほど町長が述べられたとおり、1.3%と9.1%という明確な数字が出てきております。

この経験をもとに顔の見える規模の自治体として防災・減災対策に対する組織づくりをより一層行うとともに、交通事故の減少など、何よりも町民の穏やかで安心できる暮らしの実現を最優先としたまちづくりを行っていただきたいものでございます。

さらに、みんなの公園整備や、町分譲住宅等に取り組まれておりますが、今後の町政運営に当たりましては、町民の理解と協力を得ながら、町民にとって真に必要な政策が慎重かつスピーディに効果的に実施され、町勢の発展と町民の福祉の向上が図られるよう望むものでございます。

一般会計、特別会計につきましては以上でございます。

引き続き長くなりますが、水道事業特別会計を説明させていただきたいと思っております。

お手元に配付されております江北町公営企業水道事業特別会計決算審査意見書をごらんいただきたいと思っております。

まず、1ページでございます。

審査の対象につきましては、記載しているとおりでございます。審査の期日は30年7月18日に実施いたしました。

審査の方法といたしましては、決算審査に当たりましては、決算書及び関係書類の計数が正確であるか、予算の執行及び事業経営が地方公営企業法第3条の規定の趣旨に従って、適正かつ効率的に行われているか等を主眼に置き、諸帳簿、証拠書類等との照合のほか、定期監査の結果及び例月検査の資料等を参考とし関係職員の説明を聞き、慎重に審査したところでございます。

結果でございます。審査に付された決算報告書及び財務諸表等附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されておりました。予算の執行及び事業経営はおおむね適正かつ効率的

に行われておりましたが、一部に不適切な処理が見受けられたところでございます。

2ページから4ページまでにかけては、決算の概要でございますので、お目を通していただきたいと思うところがございます。

続きまして、5ページでございます。

審査の意見でございます。

今年度の給水戸数は、前年度より45戸増加しております。戸数は増加いたしました、家族構成等の変化により、給水人口は前年度より19人減少しております。

年間配水量は1万9,109立米減少いたしました。年間有収水量は1,332立米減少し、1日平均でも4立米減少したところがございます。有収率は83.22%となっております。

財務関係につきましては、おおむね適正でございましたが、一部に不適切な事務処理がございました。

指摘事項は次のとおりでございます。

平成28年度決算におきまして発生した工事費負担金の未収金に対する平成29年度決算での処理方法についてでございます。

前回の決算の意見で、平成28年度に債務者未定の調定分が上げられているということで指摘をいたしておりましたが、28年度決算におきまして、過年度その他未収金として計上されていた工事費負担金未収金については、今後収納される可能性がないというところから、この未収金を削除する方法として、平成29年度決算で、その他資本的支出に計上し支出金として処理されております。

実は大変申しわけございませんが、私も企業会計は大分勉強いたしましたが、なかなかわかりづらいところがございます。この支出方法で適正であったかどうかというのはいまだにわかっておりません。ですが、問題といたしましては、これは本来なら個人で負担すべき工事費負担金209万1,690円を水道事業者が負担したことになります。もともと209万1,690円は各債務者からもらうべきものでございましたが、その相手が誰かわからないということで、ずっとその他未収金に計上していくわけにはいかないということで削除されているわけですが、根本的には工事費負担金を水道事業者が負担したことになります。

今後、このようなことがないように十分注意していただきたいというものでございます。

それから、配水管敷設工事の発注方法が明確でございました。

工事延長から見ても、A工区は2区間に分けて発注する必要があったのかが明確でござい

ませんでした。A工区は七軒～下分線でございますが、配水管敷設替工事——1工区、2工区、記載しておりますとおり125メートルと143メートルの延長に対しまして、それぞれ指名競争を行いまして、入札事業を行われております。実際の工事期間も1月22日から3月16日という8週間でございまして、いろいろ説明を聞きますと、道路が狭かったんだから難しかったとかいう意見を聞きましたけれども、1工区、2工区に分けていけないということではございませんが、1本でできなかったのかというふうに考えております。

町道正徳1・2号線配水管敷設工事につきましては、きちんと1工区、2工区と分かれておりますが、これは延長が長いにもかかわらず5週間の工事期間設定となっております。

Bの工区につきましては、1、2は別業者、Aにつきましては同一業者が受け取っております、結局Aは1本でずっと同一業者が総延長をしてもよかったのではないかという考えがして、非常に2区間で分けました理由が明確に見当たりませんでした。

続きまして、予算科目の設定でございます。

予算計上しております科目ではなく、予算計上されていない科目で調定、収入が行われておりました。

工事前受金戻入でございますが、工事負担金長期前受金戻入の予算額はゼロで、その他資本剰余金長期前受金戻入は予算額3,353万円組んでありましたが、実際の調定は工事費負担金長期前受金戻入で調定し収納されております。そのため、その他資本剰余金長期前受金戻入は予算額3,353万円はそのまま不用額として残っているところでございます。

予算計上の際につきましては、科目等を十分に確認していただきたいというものでございます。

水道事業特別会計につきましては、以上でございます。

なお、経常比率のほうにつきましては、先ほど諸般報告の中に、町長のほうから出されました中に一応添付しておりますので、それをごらんいただければと思います。

私からの審査報告は以上でございます。ありがとうございました。

○西原好文議長

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御起立を願います。お疲れさまでした。

午前10時30分 散会